

平成24年度第1回富津市都市計画審議会会議録

1 会議の名称	平成24年度第1回富津市都市計画審議会
2 開催日時	平成24年11月13日(火) 午後2時00分～午後2時40分
3 開催場所	富津市役所2階第2委員会室
4 審議等事項	(1) 富津都市計画臨港地区の決定について
5 出席者名	(委員) 在原亀治郎 石井米夫 遠山茂一 岩本朗 相澤靖司 鈴木幹雄 藤川正美 平野英男 齋藤博 小野正徳 (富津市長) 佐久間清治 (事務局) 山田建設部長 高梨街づくり課長 平野計画指導係長 山田街づくり課主事 平野街づくり課主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当 (理由)
8 傍聴人数	0人(定員5人)
9 所管課	建設部 街づくり課 計画指導係 電話 (0439) 80-1313
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

上記会議の経過を記載し、事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員

平成24年度第1回富津市都市計画審議会

発言者	発言内容
事務局	<p>開 会 平成24年11月13日 午後2時</p> <p>それでは、定刻となりましたので、これより平成24年度第1回富津市都市計画審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、富津市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員出席でありますので、会議は成立しております。</p> <p>また、会議の公開についてご説明いたします。本日の会議は、不開示情報が含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条の規定により、会議を公開し、その会議録を閲覧に供することとしております。</p> <p>本会議の公開については、市のホームページにおいて事前に周知いたしておりますが、現在傍聴人はございません。</p> <p>なお、会議録作成の補助といたしまして、会議の録音及び写真撮影をさせていただきますことご了承願います。</p> <p>それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>（資料確認）</p> <p>それでは、最初に市長より挨拶を申し上げます。</p>
市長	佐久間市長挨拶
事務局	続きまして、委員の皆様の改選後初めての都市計画審議会

ございますので、皆様のご紹介及び辞令交付を行います。

(紹介及び辞令交付)

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

(職員紹介)

続きまして、会長の選出についてを議題といたします。

富津市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となりますが、現在会長が決まっておりません。

ここでお諮りいたします。

会長が選出されるまでの間、市長を仮議長として議事を進行して参りたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり。)

ありがとうございます。それでは市長、議長席にて議事を進行していただくようお願いいたします。

市長

それでは、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。

会長の選出についてを議題といたします。

富津市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、第一号委員のうちから委員の選挙により会長を選出することになっております。

選挙の方法としては、投票による方法、指名推薦による方法の2通りがございますが、ここでお諮りいたします。投票、指名推薦どちらといたしますか。

鈴木委員	(挙手)
市長	はい、鈴木委員。
鈴木委員	指名推薦でお願いします。
市長	<p>指名推薦という声がありましたが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶものあり。)</p> <p>異議ないものと認め、指名推薦で行います。どなたかご推薦をお願いします。</p>
鈴木委員	(挙手)
市長	はい、鈴木委員。
鈴木委員	<p>前回、千葉県建築士事務所協会君津支部の代表者が会長を務められていたことから、遠山委員を推薦いたします。</p>
市長	<p>ただいま、遠山委員のご推挙がございましたが、ここでお諮りいたします。会長に遠山委員を選任することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶものあり。)</p> <p>異議もないようですので、遠山委員を富津市都市計画審議会会長に選任することに決しました。</p> <p>会長が選任されましたので、これで仮議長の職を解かせてい</p>

<p>会長</p>	<p>ただきます。</p> <p>それでは遠山会長、議長席にお移りいただき会長就任のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長挨拶</p>
<p>事務局</p>	<p>遠山会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、会長が選出されましたので、市長から会長へ諮問書の提出を行います。</p>
<p>市長</p>	<p>(会長の前へ行き、諮問書を朗読。その後、会長へ諮問書を手渡す。)</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいま、市長から会長へ提出されました諮問書の写しは、資料1として配布してございますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>なお、市長はこの後公務のためここで退席とさせていただきます。</p> <p>(市長退席)</p> <p>会長が選任されましたので、遠山会長に進行をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、会長職務代理者の指名を行います。</p> <p>富津市都市計画審議会条例第5条第3項の規定で、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務</p>

を代理する。」とありますので、会長職務代理者を指名させていただきます。では、在原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議録署名委員を選任いたします。

私から指名することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり。)

では、第一号委員から在原委員、第二号委員から鈴木委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

議案第1号富津都市計画臨港地区の決定についてを議題にいたします。

最初に議案の内容の説明を求めます。

街づくり課長

(挙手)

会長

はい、街づくり課長。

街づくり課長

議案第1号富津都市計画臨港地区の決定につきましてご説明いたします。本日も審議いただきます、臨港地区の指定につきましては、決定権者は千葉県であります。恐れ入りますが、参考資料1の2ページをご覧くださいと思います。これは都市計画法の抜粋でございますが、第18条第1項に、都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする、とされております。これによりまして、千葉県知事より富津市に意見が求められ、富津市都市計画審議会条例第2条第2号の規定によりまして、市長より当審議会に諮問、付議させていただいたところがあります。

今回の臨港地区指定につきましては、昨年6月に木更津市にごございます君津合同庁舎におきまして、千葉県港湾課により、臨港地区指定予定地内の企業に対し説明会を行いました。また、その後に県港湾課は個別に訪問し再度説明を行っております。そして本年5月29日には、富津市長も委員となっております、千葉県地方港湾審議会が開催され、臨港地区及び分区の指定については、原案のとおり承認されました。

それでは、資料2、資料3をご覧ください。資料2と資料3は、決定案図書の抜粋でございます。原本はこちらの富津都市計画臨港地区の決定に係る案の縦覧図書でございます。都市計画決定をしようとするときは、都市計画法により案の縦覧が義務付けられております。縦覧の実施にあたりましては、事前に広報ふつつや千葉県及び富津市のホームページに関係事項の掲載を行い、本年10月5日から19日までの2週間、千葉県都市計画課及び富津市街づくり課において案の縦覧に供したところ、縦覧された方は2名で意見書の提出はございませんでした。

それでは、資料2の計画書をご覧ください。都市計画臨港地区を次のように決定する。名称が木更津港臨港地区となっておりますが、木更津港は、木更津市、君津市、富津市にわたり、さらに、江川地区、吾妻地区、木更津南部地区、君津地区、富津地区の5地区に分けられています。今回指定するのは、木更津港富津地区の一部の約122haでございます。

それでは資料3の2ページ及び3ページを合わせてご覧ください。2ページは富津市の都市計画図の一部でございますが、赤く縁取りされた中が臨港地区に指定しようとして計画している区域でございます。北東側は、東京電力株式会社富津火力発電所の南にございます、株式会社駒井ハルテックさんから、南西側はみなと公園までで、主要地方道木更津富津線までの区域であります。今回は、この赤く囲われた区域を臨港地区として

都市計画決定をしようとするものです。

資料2の1ページをご覧ください。この計画書では、決定の理由を京葉工業地帯の一翼を担う工業港として首都圏の経済活動に大きく貢献する重要港湾である木更津港において、港湾機能の増進と港湾環境における各種土地利用の混在等から生ずる都市機能の低下を防止し、効率的で適切な土地利用の実現と保全を図るため決定するものであるとしています。

本日は、赤く囲われた地区内を臨港地区として指定する事についてご審議いただくわけですが、臨港地区が指定されるとどうなるかについて補足説明させていただきます。

現在、富津都市計画におきまして、濃い水色で塗られた工業専用地域、薄い水色の工業地域、そして藤色で塗られた所が準工業地域と用途指定がなされております。このように、都市計画法で決められた各用途地域内に、建築する事が出来る又は出来ない建築物は建築基準法により決められております。しかしながら、臨港地区に指定されますとこれが適用されなくなり、建築基準法に代り千葉県条例により建築物や構築物を規制することになります。

参考資料3をご覧ください。こちらの千葉県臨港地区構築物規制条例で規制されます。一番後ろの5ページをご覧ください。この様に、臨港地区内に分区が指定されます。左の凡例をご覧ください。黄色く塗られた所が商港区、薄紫は工業港区、薄緑は修景厚生港区でございます。それぞれの用途にどのような建築物や構築物が出来るのかが4ページに一覧になっておりますのでご覧ください。一番上の分区の欄に書かれております商港区、工業港区及び修景厚生港区の列を見ていただきますと、丸の付いている建てられる用途、ばつの付いている建てられない用途が左側に書かれています。現在、この分区が適用となりましても、条例の不適合となる用途の建築物はございません。以上で補足説明を終わらせていただきます。

	<p>最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日の審議会では原案どおり可決していただいた場合には、12月に開催予定の千葉県都市計画審議会の議を経て、来年3月に都市計画決定される見込みでございます。以上で富津都市計画臨港地区の決定について説明を終わらせていただきます。十分にご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。 続きまして、質疑又はご意見ございますでしょうか。</p>
齋藤委員	<p>(挙手)</p>
会長	<p>はい、齋藤委員。</p>
齋藤委員	<p>長い間臨港地区が指定されなかった理由は何でしょうか。</p>
街づくり課長	<p>(挙手)</p>
会長	<p>はい、街づくり課長。</p>
街づくり課長	<p>今回の指定につきましては、千葉県では順次県内の港湾を臨港地区に指定していく計画があり、その計画に則りまして今回は富津地区ということであり、今後も順次県内の港湾を臨港地区にしていくということでもあります。</p>
会長	<p>他に質問ございますか。</p>
小野委員	<p>(挙手)</p>
会長	<p>はい、小野委員。</p>

小野委員	区域の境ですが、県道木更津富津線に隣接する部分は道路との境界だと思いたすが、今後指定するにあたり、境界について現地で立会い等の作業はございたすか。
街づくり課長	(挙手)
会長	はい、街づくり課長。
街づくり課長	指定にあたりまして、現地で境界等の立会いの作業はございたしません。現状の県道の杭を参考に区域を指定していると聞いております。
会長	他にございたすか。
鈴木委員	(挙手)
会長	はい、鈴木委員。
鈴木委員	富津都市計画臨港地区の決定の理由の中に「効率的で適切な土地利用の実現と保全を図るため決定するものである。」とありますが、土地利用と保全とは具体的にどのようなものか教えていただきたいと思いたす。
街づくり課長	(挙手)
会長	はい、街づくり課長。
街づくり課長	臨港地区の指定と同時に分区の指定も行い、その分区に則りそれぞれ建築可能な建築物、構築物の規制をしております。 港湾を運営する上で支障があるものについて、用途の規制を

	<p>することとし、土地利用の実現と保全を図るということであり ます。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
藤川委員	<p>(挙手)</p>
会長	<p>はい、藤川委員。</p>
藤川委員	<p>臨港地区内の土地所有者は、企業や企業庁など混在している のでしょうか。</p>
建設部長	<p>(挙手)</p>
会長	<p>はい、建設部長。</p>
建設部長	<p>企業庁が埋立てをして分譲している場所ですので、企業が所 有している場所もあればまだ売れていない場所については、企 業庁の所有になっております。また、港湾施設もございますの で、千葉県のある場所もあります。そのような状況で 土地所有者である企業や企業庁につきましては、事前に説明を 行なっております。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
藤川委員	<p>(挙手)</p>
会長	<p>はい、藤川委員。</p>
藤川委員	<p>分区の商港区では「旅客又は一般の貨物を取り扱わせること</p>

	を目的とする区域」とありますが、この区域に客船が着くようになる可能性があるのでしょうか。
街づくり課長	(挙手)
会長	はい、街づくり課長。
街づくり課長	現在は貨物船だけですが、旅客船も条例では可能である港であるということでもあります。
藤川委員	(挙手)
会長	はい、藤川委員。
藤川委員	臨港地区の指定理由に国際埠頭施設とありますが、今後そのような方向性があるという認識でよろしいでしょうか。
街づくり課長	(挙手)
会長	はい、街づくり課長。
街づくり課長	現在、黄色の商港区内にはネットフェンスで囲われたところがありまして、国際埠頭としての機能を有していますので、その区域内は外国船も入れるように設備は整っていると認識しております。
石井委員	(挙手)
会長	はい、石井委員。

石井委員	理由に、港湾機能の増進と港湾環境における各種土地利用の混在等から生ずる都市機能の低下を防止すると書いてありますので、原案に賛成いたします。
会長	他にございますか。
齋藤委員	(挙手)
会長	はい、齋藤委員。
齋藤委員	現在、修景厚生港区については、企業等は張り付かず、公園があると思うのですが、一般市民が釣り等に利用することができるのでしょうか。また、指定後も釣り等をすることはできるのでしょうか。
街づくり課長	(挙手)
会長	はい、街づくり課長。
街づくり課長	修景厚生港区はみなと公園と言う名称でありまして、港湾が管理している公園であります。防波堤もありますが規制はないため釣りをしている方もおります。臨港地区に指定後も港湾管理者が今までの使用形態を変えない限りは、現在の使用状態が変わらないということでございます。
齋藤委員	(挙手)
会長	はい、齋藤委員。
齋藤委員	先程の国際埠頭施設とありましたが、一定の保安措置を講じ

	<p>なければいけないとなっておりますが、一般市民に対して制限はあるのでしょうか。</p>
街づくり課長	<p>(挙手)</p>
会長	<p>はい、街づくり課長。</p>
街づくり課長	<p>国際埠頭施設につきましては、黄色の商港区部分でありネットフェンスや入口には鍵が掛ってありまして、現在も指定後も入ることはできないと認識しております。</p>
会長	<p>他にございますか。</p> <p>では、他にないようでございますので、採決します。</p> <p>議案第1号富津都市計画臨港地区の決定について、原案どおり異議なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第1号は異議なしと答申することに決しました。</p> <p>答申書につきましては、事務局に作成させ、私が確認するというにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶものあり。)</p> <p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>以上で本日の議題は終了いたしました。</p> <p>続きまして、会議次第のその他に入ります。事務局から何かありますか。</p>

事務局	<p>事務局から都市計画審議会の今後の予定についてご連絡いたします。</p> <p>現在のところ開催予定はございませんが、都市計画法に定められた市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」について、現行の計画が策定から15年経過しており、近年、少子高齢化や人口減少と社会情勢が大きく変化しております。</p> <p>このため、適切かつ総合的に見直しをおこなうための調査を今年度実施しております。</p> <p>来年度以降、計画を策定していくなかで委員の皆様方からのご意見を伺うことになると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
会長	<p>他にございますか。</p> <p>特にないようですので、以上をもちまして平成24年度第1回富津市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>長時間ご苦勞様でした。</p> <p>閉 会</p>